

配偶者の扶養範囲内でお勤めのみなさま!
扶養範囲内でお勤めを希望しているみなさま!

法律改正により、パート・アルバイトの社会保険加入条件が変更。「働き方」理解していますか??

法改正により2024年10月社会保険適用が拡大!!

収入と税金、社会保険の扶養について

講師 島田市役所課税課
島田年金事務所 (個別相談あり)

11月8日 (金) 9:30~11:30

参加無料・託児無料
(要予約)

そもそも、扶養範囲って…何

- ◆「103万円・130万円の壁」
…さらには「106万円の壁」
- ◆配偶者控除、配偶者特別控除って何?
- ◆どのくらいの収入なら損しないの?
- ◆扶養内で働くメリット・デメリットは?
- ◆「年収の壁」の注意点は?
…などなど

- \\ 夫の扶養か!?
- \\ 社会保険加入か!?
- \\ 勤め先の従業員数が関係してる?
働く時間や月収が関係する?
わたしの年金が変わる…?



そのままにしないで、早めの対策!



*雇用保険受給者の方は、「受講証明書」を発行しますので、就職活動の実績になります。

【当日の流れ】

- ①各部門ごとテーマについて説明を行います
- ②各部門セミナー終了後、島田年金事務所のみ個別相談を実施します。

個別相談とは (完全予約制)

社会保険の扶養について担当職員と個別ブースにて1対1の相談をおこないます。
社会保険 (扶養関係) についてより詳しく内容をお知りになりたい方は個別相談をおすすめします。

- ③セミナーのみ希望の方は、セミナー終了次第、解散となります。

会場：ハローワーク島田2階会議室
(受付9:15~)

注意：個別相談のみをご希望の方は、指定時間5分前までに受付を済ませてください。

託児場所：ハローワーク島田2階リフレッシュルーム
託児時間：9:15~11:30※完全予約制

事前にお配りしている『託児チェック表』をご持参ください。

⚠️ 申し訳ございませんが、上記テーマ以外 (年金受給等) のご相談はできませんので、あらかじめご了承ください。

共催 島田市

お仕事相談室ママハロ 電話0547-33-2710

